

米欧アジア諸国の IT政策と日本 ②

早稲田大学 理工学部
木村 忠正

はじめに

本稿は、90年代からの諸外国のIT政策を概観し、日本にとっての示唆を得ようとする試みである。今回は、デジタル経済を90年代主導した米国のIT政策に焦点をあてた。それを受けて今回は、EUとアジア諸国のIT政策を振り返ってみることにしたい。

筆者は2001年10月末にエストニア、フィンランド、イタリアで研究調査を行った（注：この研究調査は、国際社会経済研究所 <http://www.i-ise.com/> のデジタルデバイド調査プロジェクトの一環として行われた。この場を借りて国際社会経済研究所に謝意を表したい）。ご存知の方もいらっしゃると思うが、わずか人口140万人のエストニアは、2000年ごろより新たな「IT立国」として注目されるようになった。エストニアにおけるIT化の特徴は、政府が積極的に関わり、公的機関自らが最初の利用者として、社会を動機づけようとしている点にあ

る。今回の調査で印象的だったのは、中央政府のIT化、とりわけ“e-Cabinet”であった。2000年8月からe-Government projectがスタートし、おそらく世界で初めて閣議が“e化”した。

閣議における閣僚の前には、液晶ディスプレイとコードレス・キーボードがある。パソコンとインターネット利用の研修を受けた閣僚は、ICカードにより個人認証をうけてネットワークにログインし、会議中秘書官や官僚との連絡もオンラインで行い、電子署名により決済する（写真参照）。このようなシステムにより、世界中どこからでも、インターネット接続環境があれば閣議に参加可能となる一方、ほとんどペーパーレス化され、1回あたりの時間も平均90分から60分へと短縮した。さらに議会はもちろんのこと、閣議もまたインターネットで中継されている。

エストニアはまだEUの加盟国ではない。しかし、フィンランド、スウェーデンといったIT先進国である北欧諸国の影響を受け、人材育成、能力開発などに重点をおき、インフラからソフトまで、情報ネットワーク環境を全体的に高度化することで、「知識社会」への対応を迅速に進めようとしている。こうしたシナリオはe-Europe計画に代表されるEUの情報化に対するアプローチに呼応したものである。そこで今回はまずEUのIT政策を振り返ってみることにしよう。



写真 エストニアのe-Cabinet

表1 EU・IT戦略

| | |
|--------|---|
| 94年 6月 | 「EU閣僚理事会に対する勧告～ヨーロッパとグローバル情報化社会」（通称「バンゲマンレポート」）：「欧州版NII」とも称される。その後のEU情報政策の基本⇒本文参照 |
| 95年 2月 | G7ブリュッセルサミット：G7サミットで初の「情報化社会に関する閣僚会議」。これを機にさまざまな国際的情報化推進プロジェクトが立案される。 |
| 95年11月 | 「個人データ処理に係る個人情報の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会及び理事会指令」（データ保護指令）成立（98年10月発効） |
| 97年 4月 | 「電子商取引に関するヨーロッパ・イニシアティブ」 |
| 97年12月 | 「情報化社会における著作権とそれに関連する諸権利との調和に関するヨーロッパ議会および理事会の提案」 |
| 98年 1月 | EU域内電気通信原則完全自由化 |
| 98年度 | EUの先端科学技術基礎研究開発を担うフレームワーク・プログラム（FP：Framework Programme for Research and Development）の第5次FP（～2002年）がスタート。総予算149億6,000万ユーロの約24%、36億ユーロがIT関連プログラムIST（Information Society Technologies）に割当。 |
| 99年 5月 | 「情報化社会における著作権と隣接権の特定側面の調和に関する欧州議会及び理事会指令に向けた改定提案」（著作権指令改定提案） |
| 99年12月 | <ul style="list-style-type: none"> 「電子署名に関する共同体の法的枠組みに関する欧州議会及び理事会指令」（電子署名指令）成立。 ヨーロッパ情報化構想「eEurope - An Information Society for All」策定。3つの主要目標と10の重点分野。 （重要目標としては、(a)あらゆる市民・家庭・学校、企業、政府機関をオンラインで結び、デジタル時代へ導く、(b)新しいアイデアに資金を供給、発展させるような進取の気性に富んだ文化を創造し、ヨーロッパにおけるデジタル・リテラシーを向上させる、(c)情報化に向けた取り組みが社会全体に組み込まれ、消費者の信頼を構築し、社会の結束を強化するようにしなくてはならない） |
| 00年 3月 | 欧州委員会とアメリカ商務省によるセーフ・ハーバー協定 |
| 00年 6月 | <ul style="list-style-type: none"> 「eEurope 2002 Action Plan」99年のeEurope構想を受け、新しい3つの主要目標、11分野を設け（⇒表2を参照）、具体的に64項目の整備目標、達成期限を明示。 「域内市場における情報化社会サービス、特に電子商取引の法的側面に関する欧州議会及び理事会指令」（電子商取引指令）成立。 「デジタル・コンテンツのネット販売に対する付加価値税に関する提案」 |
| 00年 7月 | <ul style="list-style-type: none"> 「共同体特許に関する理事会規則案」公表。各国間で調和のとれた法的枠組みをつくる必要があり、統一特許制度「共同体特許（Community Patent）」を創設すべきと提案。 電気通信市場の新たな規制の枠組みに関する提案。 |
| 00年11月 | 「ベンチマーク指標」報告：EUおよび各国の情報化進展状況を指標化し報告。 |
| 01年 3月 | <p>「eヨーロッパ2002-効果と優先課題」アクションプランの進展状況分析とそれを踏まえた今後の優先課題分野の析出。</p> <ol style="list-style-type: none"> 電気通信サービス促進のための規制緩和（とくに市内網開放、市場自由化） 競争下の民間企業による高速ネットワークの構築 「eラーニング」及び「eワーキング」（とくにEU市民のデジタル・リテラシー強化） 「eコマース」のEU全体における普及促進（とくに中小企業支援策「eヨーロッパ・ゴー・デジタル」） 「eインクルージョン」-社会的弱者も含めてすべてのEU市民を情報社会に取り込む 「eガバメント」の推進（調達、インターネットベースのサービス拡充） ネットワークの安全性の追求（サイバー犯罪対策など） 移動通信（インターネットを含む）の優位でグローバル市場を主導 |

EUのIT政策 個人情報保護を巡る米欧の対立

表1はEUにおける主要なIT政策をまとめたものだ。90年代におけるEUのIT政策の出発点となったのが94年に欧州理事会に報告された「バンゲマン報告」である。元欧州委員会IT担当委員Martin Bangemannがとりまとめたバンゲマン報告においても、インターネットは、報告の末尾近くに一段落で記述されているに過ぎない。しかしそれでもすでにこの段階において、「たんなる利用者にとどまるのではなく、欧州にいる我々は、インターネットの進化を綿密に見守り、相互連関を発展させるためにもっと積極的な役割を果たすことを考慮に入れるべきである」と評価を下している。

この報告書は、ゴア5原則に対応するように、情報インフラ整備における民間主導が打ち出され、通信自由化の促進、相互接続及び相互運用性の確保、知的財産権・プライバシーの保護、暗号・セキュリティに関する勧告が行われた。報告書はまた、テレワーク、オンライン教育、学術研究用ネットワーク、中小企業向通信サービス、汎欧州行政ネットワーク等を優先度の高い研究開発領域とし、それぞれの達成期限も示すものであった。

電気通信市場自由化、電子商取引の環境整備、電子政府・行政情報化、教育の情報化・IT人材育成など、EUのIT政策はアメリカの動向

表2 eEurope 2002 Action Plan

| | |
|----------------------------------|---------------------------------------|
| 目標1：より安価で高速、安全なインターネットの実現 | |
| (a) | より安価で高速なインターネット（8項目） |
| (b) | 研究者や学生のための高速インターネット（4項目） |
| (c) | 安全なネットワークとスマートカード（6項目） |
| 目標2：人とスキルへの投資 | |
| (a) | ヨーロッパ若者層のデジタル時代対応（6項目） |
| (b) | 知識ベース経済における労働（6項目） |
| (c) | あらゆる人の知識ベース経済への参加（5項目） |
| 目標3：インターネット活用の促進 | |
| (a) | 電子商取引の促進（9項目） |
| (b) | 電子政府：公共サービスへの電子アクセス（7項目） |
| (c) | オンライン・ヘルスケア（4項目） |
| (d) | グローバル・ネットワークにおけるヨーロッパのデジタル・コンテンツ（2項目） |
| (e) | インテリジェント輸送システム（7項目） |

表3 ISTプログラムの予算

(単位：百万ユーロ)

| キーアクション | |
|---|-----------------------------|
| (a) | 市民のためのシステムとサービス 612 |
| (b) | 仕事の新しい方法と電子商取引 612 |
| (c) | マルチメディア・コンテンツとツール 612 |
| (d) | 情報化社会の構築に不可欠な技術及びインフラ 1,296 |
| 合計 (付帯予算が別にあるため、上記の単純合計ではない) 3,600 | |

に迅速に対応しているといえよう。概略を表2にまとめたが、99年12月に「eEurope」構想の骨格が示され、「eEurope 2002 Action Plan」(00年6月)、「ベンチマーク指標」(00年11月)、「eEurope 2002 - 効果と優先課題」(01年3月)と続く一連のeEurope政策もまた、米より包括的であり、01年に次々と策定公表された一連の「e-Japan」関連政策のモデルとみなされる(e-Japan関連政策は、「e-Japan戦略」「e-Japan重点戦

略」「e-Japan2002 プログラム」「ベンチマーク集」とその構成はeEuropeの展開をなぞらえている)。また、予算面での裏付けだが、表3に記したISTプログラムやEUREKA (European Research Coordinating Agency：ヨーロッパ研究調整機関 (http://www3.eureka.be/Home/)) がIT関連プロジェクトとして現在110件、105億ユーロあまりの予算を投入している。ちなみに日本の場合、たとえば2001年度経

表4 2001年度経済産業省IT政策関連予算

| | |
|-----------------------|----------------------|
| (1) IT社会の創造 | |
| (a) | 電子政府の実現 52億円 |
| (b) | 教育の情報化 17億円 |
| (c) | ITバリアフリープロジェクト 8億円 |
| (d) | ICカードの開発・普及 4億円 |
| (2) IT経済の発展 | |
| (a) | IT経済構造改革の推進 68億円 |
| 1) | 情報セキュリティ対策の推進 8億円 |
| 2) | 情報化人材の育成 (ITSSP) 6億円 |
| 3) | 電子署名・認証の普及促進 1億円 |
| 4) | 情報経済基盤整備事業 42億円 |
| (b) | 中小企業のIT革命への対応 38億円 |
| (c) | IT社会資産の形成 31億円 |
| (d) | IT技術のブレイクスルー 117億円 |
| (3) アジアIT革命の推進 | |
| (a) | 情報化人材の育成 5億円 |
| (b) | 電子商取引基盤の整備 5億円 |
| 単純合計 345億円 | |

済産業省のIT関連予算は350億円あまりにとどまり、欧米のように省庁横断的、体系的かつ包括的なIT関連予算の枠組が求められているのではないだろうか。(表4参照)

さてEUの場合、「第三の道」に示唆されるように、米の議論で散見される市場万能主義に社会の情報化を委ねるのではなく、市場と政府、市民とが連携することで、社会全体を情報知識社会化することが目標として明確に示されている。そ

ここで、情報ネットワーク化に対応した労働・雇用・能力開発など、情報ネットワーク社会へと進化する産業社会で市民が労働に従事し、生活を行い、豊かさを社会的に広範に分配し共有するための環境整備施策に対して積極的である。たとえば、米では政策としてほとんど主題とならず、民間部門の活動に委ねられている「テレワーク」や「e-learning」は、EUにおいて重視されている（「eヨーロッパ2002 - 効果と優先課題」）。

こうしたEU的アプローチを端的に示すのが、「個人情報保護」の領域である。米国の場合、情報公開については「電子情報自由法（EFOIA）」をはじめ積極的だが、個人情報保護に関しては、政府部門を対象にしたプライバシー法はあっても、民間部門は適用対象外となっている。これまで数十にのぼるプライバシー保護法案が提案され、98年5月には、ゴア副大統領（当時）がオンラインで個人を守るための「電子権利章典」の制定を求める声明を公表するといった動きもあるが、いまのところ具体的に実効性のある法案は成立していない。むしろ、TRUSTe (<http://www.truste.org/>) のような民間NPO、NGO主導の活動による自主規制に任せるべきとの見解が強い。

それに対してEUは95年、民間部門における個人情報保護義務付けと、第三国への移転に関する厳しい規制を盛り込んだ「データ保護指

令」を採択した（発効は98年10月）。この指令で欧米の激しい対立を生んだのは、EU域外への個人情報移転に関してである。データ保護指令には、十分なプライバシー保護措置を講じていない第三国への個人情報移転を禁止する条項が含まれている。制裁措置をとらぬ法規が存在しない国はEU諸国からプライバシー保護措置が十分でないと判断される可能性があるためアメリカ側は強い懸念を示した。

そこで、EUデータ保護指令発効を受け、98年11月に米商務省は「セーフ・ハーバー（safe harbor）原則」草案を公表した。この原則は、EU諸国からのデータ移転に関して（これだけに限って）、情報主体への通知、情報主体による選択、第三者への情報移転、セキュリティ、利用目的への情報の完全適合性、情報へのアクセス、運用の実効性という7項目について個人情報保護の要件を規定し、同原則を遵守する措置を講じた米企業は、十分なプライバシー保護措置をとっているとみなされるとするものである。その後2000年3月に、欧州委員会と米商務省は個人情報の運用に関する枠組みで大筋合意し、セーフ・ハーバー協定を締結するに至った。

ところでEUの場合には、EU全体が一元化され情報化が推進されるわけではもちろんない。加盟国ごとに情報化への温度差も大きく、その進展状況にも格差がみられる。その中で最も情報化が進展しているのは、

スウェーデン、フィンランドの北欧諸国である。ここではこれ以上立ち入ることは不可能だが、スウェーデンで98年に行われた情報化施策を2つだけ例としてあげておこう（詳細は、木村『デジタルデバインドとは何か』第5章を参照）。

98年に実施された施策で重要なものの1つは「PC法案」と呼ばれるものだ。これは、企業がパソコンおよび周辺機器を購入し、従業員が家庭で使えるようにリースするプログラムである。企業は必要経費に算入することができる一方、従業員は月々わずかの額でリースし、2年から3年でリース期間を終了して自分のものとすることができた。これにより、家庭のパソコン保有率が48%から67%へと急激に上昇することとなった。

もうひとつ重要な施策は、次の世代を育てるための教育の情報化に関するものである。教育の情報化施策というと、学校のインターネット接続やPC一台あたりの生徒数を少なくするといったことを思い浮かべるかもしれないが、スウェーデンが行ったのは、98年から3年間で、全国の小中高6,000校の教員15万人のうち、なんと40%にあたる6万人へのPCの無償配付だったのである。これは、教育の情報化を進めるために最もネックになるのは教える側、教員であるという認識に基づいており、教員集団においてPCが必須だと思わせる臨界点を突破するにはそれくらいの普及率が必要だ

と判断したことによる。この結果現在では、小学校から子供たち全員がネットワークアカウントを持ち、子供たちはもちろん父母も教員に電子メールでコミュニケーションできる状況になっているのだ。

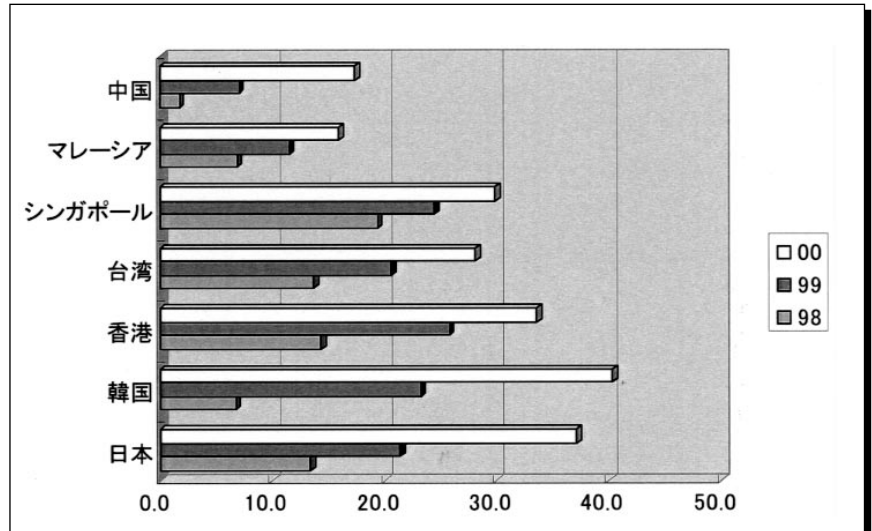
アジアと日本

さて、米欧の動向を概観したところでアジアに目を転じてみよう。周知のように、アジア地域でもシンガポール、香港、韓国、台湾のいわゆるNIESをはじめ、マレーシア、中国とIT化に積極的な国が多く、多様な政策が展開されている。紙幅も尽きているので、日本を含めアジア諸国における主要なIT政策を表にまとめることとし、欧米の動向も踏まえながら日本のあり方について一考を加えることで拙稿を閉じたい。

まず、社会の情報化に関して、日本は「先進国」ではないという現実を改めて強く認識されるべきだろう。図1から図3は、携帯電話、インターネット、パソコンの普及率をアジア主要国に関して比較したものだ。これらの普及率をみると、日本はその強力な経済力に比して、社会のIT化進展への歩みが予想以上に遅い。

表5が示すように、アジア各国は90年代半ばからインターネット、デジタル経済がもつ社会的、政治経済的潜在力の大きさを認識していた。95年前後には具体的な大規

図1 インターネット普及率の国別推移



注)日本の場合、99年から00年にかけての成長は、iモード系携帯電話によるところが大きい。本文で議論しているように、この分は割り引いて考える必要がある。

図2 パソコン普及率の国別推移

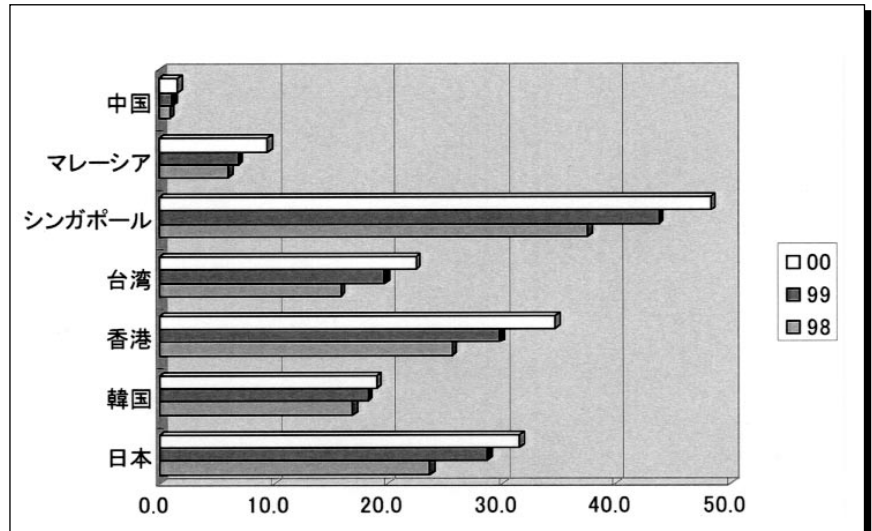


図3 携帯電話普及率の国別推移

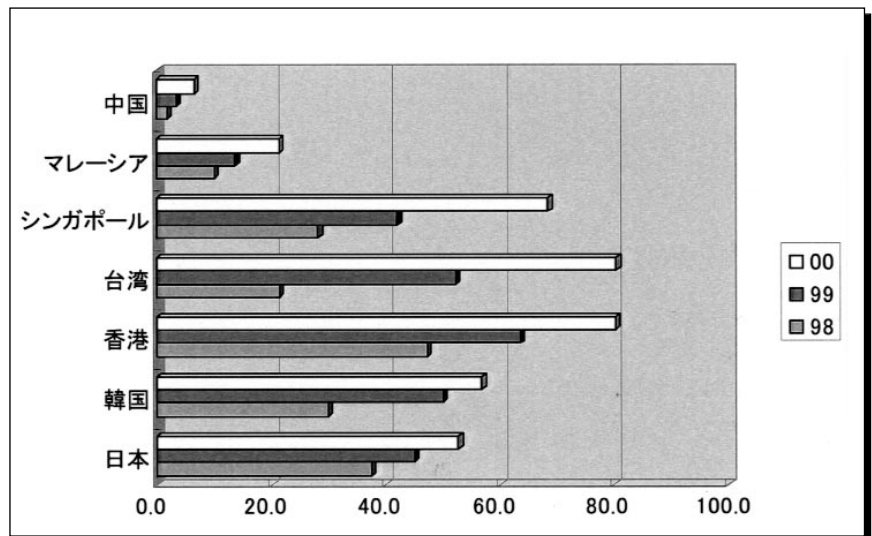


表5 韓国・シンガポール・マレーシア・日本におけるIT政策の展開比較

| 年 | 韓国 | シンガポール | マレーシア | 日本 |
|----|--|--|--|---|
| 81 | | <ul style="list-style-type: none"> 国家コンピュータ庁 (NCB) 設立 政府情報化計画CSCP (Civil Service Computerization Program) 開始 | | |
| 86 | | 国家IT計画 (National IT Plan) 公表 | | |
| 91 | 電気通信基本法改正 | | 国家振興策「Vision 2020」公表 | |
| 92 | | 「IT2000計画」公表 | | |
| 94 | | | 国家電気通信政策 (National Telecommunication Policy) 公表 | 高度情報通信社会推進本部設置 |
| 95 | 韓国情報基盤イニシアティブ発表 | | MSC (マルチメディア・スーパー・コリドー) 計画公表 | 「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」公表 |
| 96 | 情報化促進基本計画策定 | シンガポールワン (ONE: One Network for Everyone) 計画策定。職場、家庭、学校すべてに高速インターネット接続を提供する計画。98年には全世帯で、ADSLまたはCATV網を介し高速インターネット接続可能に | | |
| 97 | 情報化促進アクションプラン策定 | 教育の情報化5カ年計画「Masterplan for IT in Education」公表 | <ul style="list-style-type: none"> 電子署名法公布 (98年10月施行) 改定著作権法公布 (99年4月施行) コンピュータ犯罪法公布 (00年6月施行) 遠隔医療法 | |
| 98 | | <ul style="list-style-type: none"> 電子商取引の政策枠組公表 電子商取引法 (ETA) 施行 電子商取引マスタープラン公表 | <ul style="list-style-type: none"> 国家電子商取引委員会設立 通信及びマルチメディア法公布 (99年4月施行) | |
| 99 | <ul style="list-style-type: none"> ATM基盤超高速通信網計画 電子商取引法・電子署名法公布 (99年7月施行) 国家情報化社会計画「Cyber Korea 21」公表 | <ul style="list-style-type: none"> 認証局規則公布 通信・情報技術省 (MCIT) 設立 ICT21マスタープラン策定 | <ul style="list-style-type: none"> MSC情報産業電脳都市サイバージャヤ正式稼動 マルチメディア大学開学 首都をMSC内プトラジャヤに正式移転 | |
| 00 | | <ul style="list-style-type: none"> 電気通信市場完全自由化 情報通信産業発展戦略「Infocomm 21」公表 | 知識経済 (K-economy) マスタープラン策定 | <ul style="list-style-type: none"> 「IT戦略会議」設置 「IT基本戦略」公表 「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法 (IT基本法)」成立 商業登記法 (改正) 施行 (法務省による商業登記の電子認証制度創設稼動) |
| 01 | | | | <ul style="list-style-type: none"> 「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT戦略本部)」設置 「e-Japan戦略」・「e-Japan重点戦略」・「e-Japan2002プログラム～平成14年度IT重点施策に関する基本方針～」 「ベンチマーク集」策定公表 「個人情報保護法案」閣議決定 「電子署名法」施行 |

模情報化計画が策定され、金融危機など困難な経済状況に直面しながらも、90年代後半を通じて、法制度を含めた環境整備、政策が実行に移されていたのである。

日本の場合、94年に高度情報通信社会推進本部が設置され、翌95年には「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」(<http://www.its.go.jp/ITS/j-j.html>/ITSinJapan/mril.html)が公表されたが、その基本方針では、「インターネット」はわずか2カ所、単語として現われているに過ぎない。その後も「不正アクセス防止法」や著作権法の改正など、個別の領域ごとの対応はみられても統一した戦略が背後にあると感じることは難しかった。そのような政策状況も、一連のe-Japan戦略により、ようやく政策的枠組において米欧亜諸国と遜色ない段階に達したと評価することができよう。ただ、日本のIT政策に関して筆者が危惧しているのは、「モバイルインターネット」をめぐる議論である。

iモード系携帯電話に関しては、「出会い系サイト」およびそれに伴う犯罪など負の側面も指摘されるが、情報ネットワークへのアクセスを容易にする優れた「情報家電」であり、「モバイルインターネット」こそ「日本型情報化」を切り拓くものであるとする積極的な評価もまた広く唱えられている。iモード系携帯電話が爆発的に普及し、世界的にも注目を集めたために、「モバイルインターネット」で世界をリードし、

一気にIT革命の先頭を走っているかのように思わせる論調もある。

しかし、携帯電話普及率にしても、決して日本が世界のトップというわけではない。また、iモード系はたしかに容易にインターネット接続を可能にするが、利用形態はきわめて限定されている。筆者が携わっている情報行動調査の結果をみると、主な用途は、仲間内での短い情報交換（「ショートメール」）、着メロおよび待受画面ダウンロードが大半であり、インターネットがもつ可能性を積極的に活用する「情報リテラシー」開発という側面からは負の影響すらある。

日本社会は周知のように、21世紀初頭の10年間で急速に少子高齢化が進む社会構造上の大転換を迎える。すでに総人口、生産人口、就労人口ともピークから下り坂に入りつつあるのだ（つまり社会全体としての労働力＝購買消費力は飽和しており、過剰な生産能力がある以上デフレ傾向は必然的である）。より少ない生産年齢人口でより多くの高齢者を支えるためには、明らかに、日本社会は高い付加価値を生み出す人的資源と産業構造を必要としており、社会総体の情報ネットワーク化と情報リテラシーの開発はそのために不可欠だと考えられる。このような意味で、IT政策が日本社会にとってもつ意味はきわめて大きい。

【参考URL】

1. 米商務省電子商取引関連HP
<http://www.ecommerce.gov/>
2. バンゲマンレポート
http://www.medicif.org/Dig_library/ECdocs/reports/Bangemann.htm
3. eEurope関連HP
http://europa.eu.int/information_society/eeurope/action_plan/index_en.htm
4. 日本政府のIT化政策関連HP
<http://www.kantei.go.jp>

【参考文献】

1. 三和総合研究所調査部『アジアのIT革命』東洋経済新報社、2001年
2. 会津泉『アジアからのネット革命』岩波書店、2001年
3. 木村忠正『第二世代インターネットの情報戦略』NTT出版、1997年
4. 木村忠正『デジタルデバイドとは何か』岩波書店、2001年
5. 林紘一郎・牧野二郎・村井純監修『IT 2001：なにが問題か』岩波書店、2000年

